(単位:千円)

# 世田谷区立特別養護老人ホーム等の民営化に係る基本協定の締結について

## 1. 主旨

世田谷区立特別養護老人ホーム等の民営化については、令和2年9月2日の福祉保健常任委員会で運営法人候補者(社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団、社会福祉法人 正吉福祉会)について報告したところである。今後、民営化後の施設の運営に係る基本的な事項について、以下のとおり協定を締結する。

# 2. 基本協定書(案) について

(1) 基本協定書(案)の主な規定事項(抜粋)

,		
見出し	条項	主な規定事項
事業運営等に 係る遵守事項	第7条	<ul><li>(4) 事業計画提案書等の内容を誠実に実施する。</li><li>(11) 利用者ニーズの検証、サービス水準の向上に努める。</li><li>(15) 重度者や医療的ケアが必要な利用者を可能な範囲で受け入れる。</li><li>(17) 区の実施する福祉緊急対応への協力をする。</li></ul>
修繕・改修等に 係る費用負担	第 10 条	1 施設等の修繕は、原則として法人の負担により行う。 4~6 改修工事に伴う既存の都区補助事業は、元区立特養が対象 外となるため、相当額(基準額1億円として75%を上限) を区が補助する。
協定期間終了 後の施設利用	第 11 条	1 区は、協定期間終了後の施設利用に向けて、大規模な改修工事や改築について総合的に判断する。 2 大規模改修工事の実施を決定した場合は、改修工事終了後の使用年数等を鑑み、区と法人の負担割合を決定する。 3 改築を決定した場合は、協定期間を延長することができる。
協定期間等	第16条	令和3年4月1日~令和23年3月31日までの20年間。

各法人と締結する基本協定書(案)は、別紙1、別紙2のとおり。

# 3. 実施協定書(案) について

(1) 実施協定書(案)の主な規定事項(抜粋)

見出	し 条項	主な規定事項	
補助	金 第4条	補助金の年額(予定額)	

各法人と締結する実施協定書(案)は、別紙3、別紙4のとおり。

# (参考) 民営化後の補助予定額等

(> 4) (1 = 1							
	芦花ホーム	上北沢ホーム	きたざわ苑	合 計			
28 年度決算額(指定管理料)※	141,004	127,451	115,294	383,749			
民営化当初3年間の補助予定額/年	118,321	98,213	99,638	316,172			
削減額/年	△22,683	△29,238	△15,656	△67,577			
and the first of t							

※比較対象の決算額については、大規模改修工事計画の影響を受けない直近の年度を採用した。

# 4. 今後のスケジュール (予定)

令和3年2月 基本協定締結 4月1日 民営化開始

# 特別養護老人ホーム芦花ホーム及び上北沢ホームの 管理運営に関する基本協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団(以下「乙」という。)は、特別養護老人ホーム芦花ホーム及び特別養護老人ホーム上北沢ホーム(以下「本施設」という。)の管理及び運営に関して、次のとおり基本協定(以下「本協定」という。)を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、施設の運営に係る基本的な事項を定めることにより、その円滑な推進を 図る。

#### (施設の貸付)

第2条 甲及び乙は、別表1に示す施設に関する定期建物賃貸借契約(以下「賃貸借契約」という。)を、本協定とは別に締結するものとする。

#### (指定用涂)

- 第3条 乙は、本施設において、次に掲げる施設の運営を行うものとする。
  - (1) 特別養護老人ホーム
  - (2) 老人短期入所施設
- 2 乙は、指定用途を変更しようとするときは、事前に甲の承認を受けるものとし、必要に応じて甲と協議を行うものとする。

#### (自主事業)

- 第4条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、 自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。
- 2 乙は、本施設を使用した自主事業を行う場合は、甲に対してその事業の内容を、あらかじめ書面で提出し、甲の承認を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、自主事業を実施するにあたって、別途自主事業の実施条件等を定めること ができるものとする。

#### (施設名称)

- 第5条 施設名称について、以下のとおりとすること。
- (1)特別養護老人ホーム芦花ホームについては、「芦花ホーム」を名称の一部又は全部として用いること。
- (2)特別養護老人ホーム上北沢ホームについては、「上北沢ホーム」を名称の一部又は全部として用いること。

### (物品等の貸付)

- 第6条 甲は、乙に対し、別表1に示す施設内の物品について、当該備品を本施設の用途と して使用することを条件に、乙に無償貸付するものとする。
- 2 物品等の修繕及び廃棄については、事前に甲と協議し、乙の負担により行うこととする。

#### (事業運営等に係る遵守事項)

- 第7条 乙は、本施設の運営にあたっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。
  - (1) 関係法令及び本協定を遵守するとともに、甲と密接な連携を執ることができる態勢を 整えること。
  - (2) 区民からの要望や相談等には真摯に対応し、信頼関係の構築に努めること。
  - (3) 甲との間で定期借地権設定契約覚書を締結した後は、乙は、本件事業用地内の維持管理を自らの負担でこれを誠実に行うこと。
  - (4) 選定要項に基づき、乙が提案した事業計画提案書等の内容を誠実に実施すること。また、当該事業計画提案書等の内容を変更しようとするときは、あらかじめ甲の了承を受けること。
  - (5)特別養護老人ホームの入居者等の決定は「世田谷区特別養護老人ホーム入所指針」に基づき、公正かつ公平に行うこと。
  - (6)特別養護老人ホーム入居者及び老人短期入所施設の利用者のために、「世田谷区社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱」に基づく利用者負担の軽減を行うこと。
  - (7) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定により区防災会議が定める世田谷区地域防災計画における二次避難所(福祉避難所)として指定を受け、管理運営を行うこと。
  - (8)積極的に研修を実施し、事業者内部における交流を行うなど、質の向上に努めること。
  - (9) 施設の利用者に対し、必要な安全上の措置を講じること。
  - (10) 地域住民との交流及び情報提供を積極的に行うこと。
  - (11)利用者ニーズへの対応を常に検証し、サービス水準の向上に努めること。また、東京都または甲による指導検査における指摘事項及び東京都の福祉サービス第三者評価等の客観的な指標において、サービス水準が劣ると認められる事項については、速やかに改善するものとする。また、サービスの質の担保及びサービス水準の向上に関し、甲が是正を勧告した場合、これに従うものとする。
  - (12)個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、世田谷区個人情報保護条例 (平成4年3月世田谷区条例第2号)その他の法令等を遵守し、本事業に関して知り得た 個人情報の取扱い並びに個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な 管理のために必要な措置を講じること。
  - (13)運営状況等について、区からの求めに応じて必要な報告を行うこと。
  - (14) 地域包括ケアシステムの推進に寄与すること。
  - (15) 対応が困難な重度者や医療的ケアが必要な利用者を可能な範囲で受け入れること。
  - (16)区の実施する世田谷区高齢者緊急一時宿泊事業に協力すること。当該事業の実施に ついては、別途区と事業者との間で委託契約を締結するものとする。
  - (17) 区の実施する福祉緊急対応に協力すること。

# (利用料金の決定)

第8条 乙は、利用料金の決定及び改定に当たって、事前に甲の承認を受けるものとする。

#### (運営費の負担)

第9条 施設の運営に係る経費は、「(仮称) 区立特別養護老人ホーム等の民営化に伴う運営 費補助要綱」に定める補助金その他協定で定める甲の負担に属するもの以外は乙の負担と する。

## (修繕・改修等に係る費用負担)

- 第10条 施設等の修繕が必要となった場合は、乙の負担により行うこととする。
- 2 前項の規定に係らず、雨漏りに関する修繕(躯体の維持管理に必要不可欠なものに限る。) は、甲の負担により行うこととする。ただし、雨漏りが乙の責に起因する場合は、乙の負担により修繕を行うこととする。
- 3 修繕は乙の判断により実施することを前提とするが、配管や電気設備等、施設全体に影響 を及ぼすことが想定される場合には、事前に甲の承認を受けることとする。
- 4 改修工事の実施については、甲乙協議のうえ決定することとする。
- 5 前項の規定により、改修工事を行うこととした場合は、乙が費用を負担するものとするが、 基準額を1億円として75%を上限に甲が補助するものとする。
- 6 前項の規定により、補助をした場合は、その後 10 年間は改修工事を行った場合であっても補助の対象としないこととする。
- 7 天災、大規模災害等の影響により改修工事が必要となった場合は、甲乙協議のうえ対応を決定することとする。
- 8 修繕、改修工事を行った場合は、乙はその記録を残すこととし、甲の請求があった場合には30 日以内に記録を開示することとする。

# (協定期間終了後の施設利用)

- 第11条 甲は、協定期間終了後の施設利用に向けて、施設の老朽化の状況や維持管理経費などを踏まえて、大規模な改修工事や改築について総合的に判断することとする。
- 2 前項の規定により、甲が協定期間終了後の施設利用に向けて大規模な改修工事の実施を決定した場合は、乙はこれに協力しなければならない。なお、その費用については、改修工事終了後の使用年数等を鑑み、甲乙協議の上で負担割合を決定する。
- 3 第1項の規定により、施設の改築を決定した場合は、甲乙協議のうえ協定期間を延長することができる。ただし、協定期間の延長は、施設開設から50年目までを目途とする。

### (補助金)

第12条 甲から乙に対する補助金については、「(仮称) 区立特別養護老人ホーム等の民営化 に伴う運営費補助要綱」に定めることとする。

## (モニタリング)

- 第13条 甲は、前条に定める実績報告書による業務の実施状況及び本施設の管理状況の確認 を行うものとする。
- 2 甲は、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、本施設へ立ち入ることができることとする。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況及び本業務に係る管理経費等の収支状況等について随時の報告を求めることができる。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、正当な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

#### (甲による業務の改善の指示)

第14条 事業報告書又は前条の規定による確認の結果、乙による業務実施が提案書、計画書 を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を指示できるものとする。

2 乙は、前項の指示を受けた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

# (甲による施設の使用)

第15条 乙は、甲が公用又は公共用に供するため一時的に必要が生じた場合においては、指定用途及び自主事業の実施に支障のない範囲内で、施設の使用に関し甲に協力するものとする。

### (協定期間等)

第16条 協定期間は、令和3年4月1日~令和23年3月31日までの20年間とする。 2 前項の規定に係らず、甲乙協議のうえ、延長することが妥当と認められるときは協定期間 を延長することができる。

## (協定内容の変更)

第 17 条 本協定の前提条件が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、協定を変更することができるものとする。

### (協定の解除)

第18条 乙は、本協定の解除を申し出る場合は、解除する日が属する年度初日の1年前までに申し出ることとする。

## (協定の終了)

- 第19条 本協定は、次の各号のいずれかの場合に終了するものとする。
  - (1) 本協定の期間が満了したとき。
  - (2) 期間の満了を待たずに、甲と乙との間の定期借地権設定契約が解除されたとき。

#### (協定上の地位の譲渡)

第20条 甲及び乙は、本協定の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその他の処分をしてはならない。

## (損害賠償等)

第21条 乙は、故意又は過失により本施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別な事情があると認めたときはこの限りではない。

### (専属的合意管轄裁判所)

第22条 本協定に係る訴訟については、東京地方裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### (疑義の対応)

第 23 条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める内容で疑義が生じたものについては、

甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

# 令和3年4月1日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長 保 坂 展 人 印

東京都世田谷区世田谷一丁目23番2号

乙 社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団

代表者 理事長 古 閑 学 印

# 別表1

# 管理物件

- (1) 管理施設(※詳細については財産台帳を参照のこと)
- ①特別養護老人ホーム芦花ホーム

所在地:東京都世田谷区粕谷二丁目23番1号

(地番: 粕谷二丁目 109番1及び6、107番1及び11)

②特別養護老人ホーム上北沢ホーム

所在地:東京都世田谷区上北沢一丁目28番17号

(地番:上北沢一丁目 793番1及び、792番4)

・ 敷地内の外構及び植栽

# (2) 管理物品

・世田谷区物品管理規則(昭和 60 年 3 月規則第 28 号)に定める備品・消耗品等(備品については、備品台帳を参照のこと)

# 特別養護老人ホームきたざわ苑の管理運営に関する基本協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と社会福祉法人正吉福祉会(以下「乙」という。)は、特別養護老人ホームきたざわ苑(以下「本施設」という。)の管理及び運営に関して、次のとおり基本協定(以下「本協定」という。)を締結する。

# (目的)

第1条 本協定は、施設の運営に係る基本的な事項を定めることにより、その円滑な推進を 図る。

# (施設の貸付)

第2条 甲及び乙は、別表1に示す施設に関する定期建物賃貸借契約(以下「賃貸借契約」という。)を、本協定とは別に締結するものとする。

# (指定用途)

- 第3条 乙は、本施設において、次に掲げる施設の運営を行うものとする。
- (1)特別養護老人ホーム
- (2) 老人短期入所施設
- 2 乙は、指定用途を変更しようとするときは、事前に甲の承認を受けるものとし、必要に応じて甲と協議を行うものとする。

# (自主事業)

- 第4条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、 自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。
- 2 乙は、本施設を使用した自主事業を行う場合は、甲に対してその事業の内容を、あらかじめ書面で提出し、甲の承認を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、自主事業を実施するにあたって、別途自主事業の実施条件等を定めること ができるものとする。

#### (施設名称)

- 第5条 施設名称について、以下のとおりとすること。
- (1)特別養護老人ホームきたざわ苑については、「きたざわ苑」を名称の一部又は全部として用いること。

#### (物品等の貸付)

- 第6条 甲は、乙に対し、別表1に示す施設内の物品について、当該備品を本施設の用途と して使用することを条件に、乙に無償貸付するものとする。
- 2 物品等の修繕及び廃棄については、事前に甲と協議し、乙の負担により行うこととする。

#### (事業運営等に係る遵守事項)

- 第7条 乙は、本施設の運営にあたっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。
- (1) 関係法令及び本協定を遵守するとともに、甲と密接な連携を執ることができる態勢を 整えること。
- (2) 区民からの要望や相談等には真摯に対応し、信頼関係の構築に努めること。
- (3) 甲との間で定期借地権設定契約覚書を締結した後は、乙は、本件事業用地内の維持管理を自らの負担でこれを誠実に行うこと。
- (4) 選定要項に基づき、乙が提案した事業計画提案書等の内容を誠実に実施すること。また、当該事業計画提案書等の内容を変更しようとするときは、あらかじめ甲の了承を受けること。
- (5)特別養護老人ホームの入居者等の決定は「世田谷区特別養護老人ホーム入所指針」に基づき、公正かつ公平に行うこと。
- (6)特別養護老人ホーム入居者及び老人短期入所施設の利用者のために、「世田谷区社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱」に基づく利用者負担の軽減を行うこと。
- (7) 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定により区防災会議が定める世田谷区地域防災計画における二次避難所(福祉避難所)として指定を受け、管理運営を行うこと。
- (8) 積極的に研修を実施し、事業者内部における交流を行うなど、質の向上に努めること。
- (9) 施設の利用者に対し、必要な安全上の措置を講じること。
- (10) 地域住民との交流及び情報提供を積極的に行うこと。
- (11)利用者ニーズへの対応を常に検証し、サービス水準の向上に努めること。また、東京都または甲による指導検査における指摘事項及び東京都の福祉サービス第三者評価等の客観的な指標において、サービス水準が劣ると認められる事項については、速やかに改善するものとする。また、サービスの質の担保及びサービス水準の向上に関し、甲が是正を勧告した場合、これに従うものとする。
- (12)個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、世田谷区個人情報保護条例 (平成4年3月世田谷区条例第2号)その他の法令等を遵守し、本事業に関して知り得た 個人情報の取扱い並びに個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な 管理のために必要な措置を講じること。
- (13) 運営状況等について、区からの求めに応じて必要な報告を行うこと。
- (14) 地域包括ケアシステムの推進に寄与すること。
- (15) 対応が困難な重度者や医療的ケアが必要な利用者を可能な範囲で受け入れること。
- (16)区の実施する世田谷区高齢者緊急一時宿泊事業に協力すること。当該事業の実施については、別途区と事業者との間で委託契約を締結するものとする。
- (17) 区の実施する福祉緊急対応に協力すること。

### (利用料金の決定)

第8条 乙は、利用料金の決定及び改定に当たって、事前に甲の承認を受けるものとする。

# (運営費の負担)

第9条 施設の運営に係る経費は、「(仮称) 区立特別養護老人ホーム等の民営化に伴う運営

費補助要綱」に定める補助金その他協定で定める甲の負担に属するもの以外は乙の負担とする。

# (修繕・改修等に係る費用負担)

- 第10条 施設等の修繕が必要となった場合は、乙の負担により行うこととする。
- 2 前項の規定に係らず、雨漏りに関する修繕(躯体の維持管理に必要不可欠なものに限る。) は、甲の負担により行うこととする。ただし、雨漏りが乙の責に起因する場合は、乙の負担により修繕を行うこととする。
- 3 修繕は乙の判断により実施することを前提とするが、配管や電気設備等、施設全体に影響 を及ぼすことが想定される場合には、事前に甲の承認を受けることとする。
- 4 改修工事の実施については、甲乙協議のうえ決定することとする。
- 5 前項の規定により、改修工事を行うこととした場合は、乙が費用を負担するものとするが、 基準額を1億円として75%を上限に甲が補助するものとする。
- 6 前項の規定により、補助をした場合は、その後 10 年間は改修工事を行った場合であっても補助の対象としないこととする。
- 7 天災、大規模災害等の影響により改修工事が必要となった場合は、甲乙協議のうえ対応を決定することとする。
- 8 修繕、改修工事を行った場合は、乙はその記録を残すこととし、甲の請求があった場合には30 日以内に記録を開示することとする。

### (協定期間終了後の施設利用)

- 第11条 甲は、協定期間終了後の施設利用に向けて、施設の老朽化の状況や維持管理経費などを踏まえて、大規模な改修工事や改築について総合的に判断することとする。
- 2 前項の規定により、甲が協定期間終了後の施設利用に向けて大規模な改修工事の実施を決定した場合は、乙はこれに協力しなければならない。なお、その費用については、改修工事終了後の使用年数等を鑑み、甲乙協議の上で負担割合を決定する。
- 3 第1項の規定により、施設の改築を決定した場合は、甲乙協議のうえ協定期間を延長することができる。ただし、協定期間の延長は、施設開設から50年目までを目途とする。

#### (補助金)

第12条 甲から乙に対する補助金については、「(仮称) 区立特別養護老人ホーム等の民営化 に伴う運営費補助要綱」に定めることとする。

#### (モニタリング)

- 第13条 甲は、前条に定める実績報告書による業務の実施状況及び本施設の管理状況の確認を行うものとする。
- 2 甲は、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、本施設へ立ち入ることができることとする。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況及び本業務に係る管理経費等の収支状況等について随時の報告を求めることができる。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、正当な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

# (甲による業務の改善の指示)

第14条 事業報告書又は前条の規定による確認の結果、乙による業務実施が提案書、計画書

を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を指示できるものとする。 2 乙は、前項の指示を受けた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

# (甲による施設の使用)

第15条 乙は、甲が公用又は公共用に供するため一時的に必要が生じた場合においては、指 定用途及び自主事業の実施に支障のない範囲内で、施設の使用に関し甲に協力するものとす る。

## (協定期間等)

第16条 協定期間は、令和3年4月1日~令和23年3月31日までの20年間とする。 2 前項の規定に係らず、甲乙協議のうえ、延長することが妥当と認められるときは協定期間 を延長することができる。

# (協定内容の変更)

第 17 条 本協定の前提条件が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、協定を変更することができるものとする。

### (協定の解除)

第18条 乙は、本協定の解除を申し出る場合は、解除する日が属する年度初日の1年前までに申し出ることとする。

## (協定の終了)

- 第19条 本協定は、次の各号のいずれかの場合に終了するものとする。
  - (1) 本協定の期間が満了したとき。
  - (2) 期間の満了を待たずに、甲と乙との間の定期借地権設定契約が解除されたとき。

#### (協定上の地位の譲渡)

第20条 甲及び乙は、本協定の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその他の処分をしてはならない。

#### (損害賠償等)

第21条 乙は、故意又は過失により本施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別な事情があると認めたときはこの限りではない。

## (専属的合意管轄裁判所)

第22条 本協定に係る訴訟については、東京地方裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### (疑義の対応)

第 23 条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める内容で疑義が生じたものについては、 甲乙協議のうえ決定するものとする。 この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

# 令和3年4月1日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長 保 坂 展 人 印

東京都稲城市平尾四丁目16番地の1号

乙 社会福祉法人 正吉福祉会

代表者 理事長 櫻 井 千 馨 印

# 別表1

# 管理物件

- (1) 管理施設(※詳細については財産台帳を参照のこと)
- ①特別養護老人ホームきたざわ苑

所在地:東京都世田谷区北沢五丁目24番18号

(地番:北沢五丁目 722番)

・敷地内の外構及び植栽

# (2) 管理物品

・世田谷区物品管理規則(昭和 60 年 3 月規則第 28 号)に定める備品・消耗品等(備品については、備品台帳を参照のこと)

# 特別養護老人ホーム芦花ホーム及び上北沢ホームの 管理運営に関する実施協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団(以下「乙」という。)は、令和3年4月1日に締結した特別養護老人ホーム芦花ホーム及び上北沢ホームの管理運営に関する基本協定書(以下「基本協定」という。)に基づき、本施設の管理及び運営に関する実施協定書(以下「実施協定」という。)を締結する。

#### (実施協定の目的)

第1条 実施協定は、基本協定を実施するための細目を定めることにより、その円滑な推進を図る。

#### (協定の期間)

第2条 実施協定の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

## (利用定員)

第3条 以下の利用定員を維持することとし、これを変更しようとするときは、あらかじめ 甲の了承を受けることとする。

- (1) 芦花ホーム :特別養護老人ホーム103名、老人短期入所施設21名
- (2) 上北沢ホーム:特別養護老人ホーム100名、老人短期入所施設20名

#### (補助金)

第4条 甲が、乙の請求に基づいて支払う運営費に係る補助金の年額(予定額)は、以下のとおりとする。

- (1) 芦花ホーム : 118, 321千円
- (2) 上北沢ホーム: 98, 213千円
- 2 前項の規定による運営費に係る補助金の年額は、「(仮称) 区立特別養護老人ホーム等の民営化に伴う運営費補助要綱」に基づき審査を行い決定するものとする。
- 3 第1項の規定による運営費に係る補助金の年額(予定額)は、3年ごとに見直すこととし、次回の見直しでは令和6年度から令和8年度分の予定額を定める。
- 4 乙が、改修等、「(仮称) 区立特別養護老人ホーム等の民営化に伴う運営費補助要綱」に定める追加請求を行う場合は、補助年度の始期の8ヵ月前までに甲に協議申請をすることとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

# 令和3年4月1日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長 保 坂 展 人 印

東京都世田谷区世田谷一丁目23番2号

乙 社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団

代表者 理事長 古 閑 学 印

# 特別養護老人ホームきたざわ苑の管理運営に関する実施協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と社会福祉法人正吉福祉会(以下「乙」という。)は、令和3年4月1日に締結した特別養護老人ホームきたざわ苑の管理運営に関する基本協定書(以下「基本協定」という。)に基づき、本施設の管理及び運営に関する実施協定書(以下「実施協定」という。)を締結する。

## (実施協定の目的)

第1条 実施協定は、基本協定を実施するための細目を定めることにより、その円滑な推進 を図る。

### (協定の期間)

第2条 実施協定の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

# (利用定員)

第3条 以下の利用定員を維持することとし、これを変更しようとするときは、あらかじめ 甲の了承を受けることとする。

(1) きたざわ苑 :特別養護老人ホーム100名、老人短期入所施設25名

#### (補助金)

第4条 甲が、乙の請求に基づいて支払う運営費に係る補助金の年額(予定額)は、以下のとおりとする。

- (1) きたざわ苑 : 99,638千円
- 2 前項の規定による運営費に係る補助金の年額は、「(仮称) 区立特別養護老人ホーム等の民営化に伴う運営費補助要綱」に基づき審査を行い決定するものとする。
- 3 第1項の規定による運営費に係る補助金の年額(予定額)は、3年ごとに見直すこととし、次回の見直しでは令和6年度から令和8年度分の予定額を定める。
- 4 乙が、改修等、「(仮称) 区立特別養護老人ホーム等の民営化に伴う運営費補助要綱」に定める追加請求を行う場合は、補助年度の始期の8ヵ月前までに甲に協議申請をすることとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

# 令和3年4月1日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長 保 坂 展 人 印

東京都稲城市平尾四丁目16番地の1

乙 社会福祉法人 正吉福祉会

代表者 理事長 櫻 井 千 馨 印